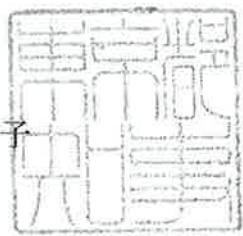


2 総防管第 3690 号
令和 3 年 2 月 26 日

(株) グローバルダイニング
代表取締役社長 長谷川 耕造 様

東京都知事
小池 百合子



新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項に基づく
施設の使用制限（営業時間短縮）の要請について

現在、都内においては、令和 3 年 1 月 7 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項に基づき政府が発出した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、同月 8 日から緊急事態解除宣言がされるまでの間、都における緊急事態措置として、飲食店、遊興施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）について、協力の要請（以下「24 条要請」という。）をしており、既に都内の多数の施設が当該要請に応じていただいております。

別紙に記載の施設（以下「貴施設」という。）は、24 条要請の対象となっていますが、別紙のとおり 24 条要請に応じず、20 時以降に貴施設を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。）のために使用した事実が認められました。

貴施設は、事業の性質上、多くの人が集まり、いわゆる「3 密」の環境となり得るものであり、新型コロナウイルス感染症のまん延につながる懸念があるため、法第 45 条第 2 項に基づき、下記 1 のとおり施設の使用制限（営業時間短縮）の要請（以下「45 条要請」という。）を行います。

記

1 45 条要請の内容

- (1) 期間：令和 3 年 2 月 26 日から緊急事態解除宣言がされるまでの間
- (2) 講すべき措置：施設の使用制限（営業時間短縮）
(営業時間は 5 時から 20 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時まで)

2 要請を行う理由：

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるため

なお、45 条要請に応じる場合には、【問合せ先】に御連絡いただき、その旨をお知らせください。

<p>【問合せ先】 東京都 総務局 総合防災部 緊急事態措置等担当 03-5320-7071</p>
--

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）の要請対象店舗一覧

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 24条要請を行った日	貴施設が24条要請に従わなかったことの事実
1	カフェ ラ・ボエム銀座店	中央区銀座6丁目4番1号東海堂銀座ビル地下1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
2	カフェラ・ボエム麻布十番	港区麻布十番二丁目3番7号グリーンコート麻布十番1、2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
3	カフェラ・ボエム北青山店	港区北青山三丁目6番25号AOYAMA 3・6・25 1階、2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
4	モンスーン カフェ表参道	港区北青山三丁目6番2,6号佐藤ビル1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
5	ラ・ボエム白金台	港区白金台四丁目19番17号1階2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
6	ステラート	港区白金台四丁目19番17号3階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
7	横八西麻布店	港区西麻布一丁目13番11号地下1階、1階、2階、3階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 24条要請を行った日	貴施設が24条要請に従わなかったことの事実
8	カフェラ・ポエム 浜松町	港区浜松町二丁目5番3号リブポート浜松町1F、B1F	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
9	カフェラ・ポエム新宿御苑	新宿区新宿一丁目1番7号コスト新宿御苑ビル1階、2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
10	権八 浅草	台東区雷門二丁目1番15号中川ビル1、2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
11	TACO FANATICO	目黒区上目黒一丁目5番10号中目黒マンション101	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
12	自由ヶ丘LA BOHEME	目黒区自由が丘一丁目4番8号	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
13	モンスーンカフェ 自由ヶ丘	目黒区自由が丘一丁目26番4号ステラ自由が丘B1F	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
14	カフェ ラ・ポエム 桜新町	世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
15	権八 桜新町	世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 24条要請を行った日	貴施設が24条要請に従わなかったことの事実
16	モンスーンカフェ恵比寿店	渋谷区恵比寿四丁目4番6号M A R I X 恵比寿ビル1, 2階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
17	L'IGNIS	渋谷区恵比寿四丁目27番1号 バゴダSKビル 1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
18	タブローズ ラウンジ	渋谷区猿楽町11番6号サンローゼ代官山 地下1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
19	レストラン タブロウズ	渋谷区猿楽町11番6号サンローゼ代官山 地下1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
20	表参道ラ・ボエム	渋谷区神宮前五丁目8番5号 ジュビリープラザビル 地下1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
21	権八 NORI - T E M A K I 原宿	渋谷区神宮前六丁目35番3号 コープオリンピア 1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
22	LB8 (エルビーエイト)	渋谷区代官山町16番2号八幡ビル1階・B1階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡したが不通だった。ホームページ (https://lb8.jp/)で20時以降の営業事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
23	モンスーンカフェ代官山	渋谷区鉢山町15番4号	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。

No.	施設名	施設所在地	貴施設の管理者に 24条要請を行った日	貴施設が24条要請に従わなかったことの事実
24	Legato (レガート)	渋谷区円山町3番6号E・スペースタワー 15階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
25	権八渋谷	渋谷区円山町3番6号E・スペースタワー 14階	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。
26	世田谷ラ・ボエム	世田谷区池尻一丁目9番11号	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月18日に電話連絡し、20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。 ・左記の日から令和3年2月22日まで、営業時間の短縮に係る連絡がなく、また、その事実の確認ができなかった。 ・貴施設の管理者に対して、令和3年2月22日に45条要請に関する事前通知を行ったものの、同月26日に電話連絡にて20時以降に貴施設を営業のために使用した事実を確認した。